

気象警報発令時における生徒の登下校について

1 対象となる警報

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雨特別警報（土砂災害）、洪水警報、大雪警報

- 上記6種類の中で、1種類以上の「特別警報」又は「警報」が気象庁から発表されたときを対象とする。
気象庁 気象警報のホームページ → <https://www.jma.go.jp/jp/warn/>
- 上記の気象庁のホームページやテレビ、ラジオ等で情報収集に努める。
- モバイル緊急連絡メール(すぐーる)、本校ホームページなどで、緊急に連絡を行う場合がある。
本校ホームページのアドレス → <https://school.gifu-net.ed.jp/ogaki-ths/teiiji/>

2 生徒が登校する前に学校所在地、居住地、通学路のいずれかの地域に警報が発令された場合

- (1) 警報発令中は、警報が解除されるまで、安全な場所での待機を原則とする。
- (2) 警報が、午後1時までには解除された場合 → 平常どおりの授業
- (3) 午後1時以降に解除された場合 → 当日の授業中止

- (2)の場合においても、道路や橋の破損・冠水・通行止め、交通機関の停止、居住地（自宅）の被害が著しいなど、安全が確保できない場合は、出席停止等の扱いとし、登校に及ばない。
- 学校所在地に警報発令がない場合は平常通り授業を行う。
- 緊急地震速報を受信した場合は、安全の確保に努めること。

3 生徒が登校中に警報が発令された場合

- (1) 警報発令を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。
- (2) 上記(1)を原則とするが、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保できる場合は登校して学校に待機してもよい。

4 生徒が登校後に警報が発令された場合

- (1) 警報発令中は、警報が解除されるまで、安全な場所(校内)での待機を原則とする。
- (2) 下校は、交通機関、道路や橋、居住地周辺の安全が確認できた者から行う。
- (3) 生徒は居住地(自宅)へ到着後、学級担任・定時制職員のいずれかへ、安全に到着できたことを報告する。

報告が必要な場合の報告方法、及び報告先については、下校時に学校側から指示する。